

# STOP！受動喫煙 第5号




発行：宇部市健康づくり計画推進ワーキンググループ「守る」  
令和元年12月発行  
事務局：宇部市健康増進課（宇部市保健センター）

## 受動喫煙防止について対策されていますか？



### 飲食店



### オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル、  
旅館、その他すべての施設


多くの人を利用する全ての施設において2020年4月1日から

# 原則屋内禁煙

になります


上記の施設において、喫煙には、喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置が必要です。

改正法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置\*だけではなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要となります。事業者のみなさんが喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気をつけて、よく検討するようにしてください。※省令で定める基準を満たす必要があります。




#### 喫煙室の 標識表示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。




#### 20歳未満は 立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



#### 従業員への 受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。



#### 違反時の罰 則等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

また、一部の飲食店について経過措置があります。

### 飲食店についての経過措置

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
- Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
- Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可

店内禁煙



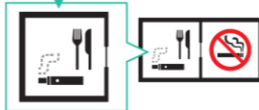
屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置

飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置

飲食可



店内での喫煙可

※喫煙可能な施設に対して、どのような喫煙設備を設置しているかについて説明する標識の掲示が定められています。  
詳しくは、<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>



# 受動喫煙の防止対策ってなんで必要？

たばこは喫煙者だけでなく、周りの人にも受動喫煙の害を及ぼします。右図のように、**肺線がん等のがんの発症リスクが上がったり、メタボリックシンドロームや糖尿病、精神疾患（うつ病）などにも受動喫煙が関与している**と言われてています。

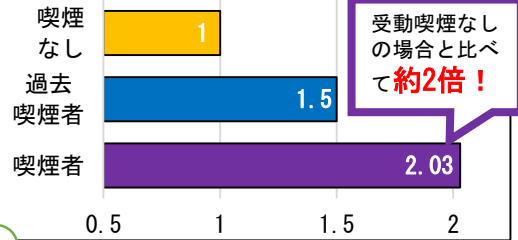
たばこの害を防ぐために防止対策をすすめて、たばこの害のない環境に変えていきましょう！

宇部市では、本庁舎等の行政機関の庁舎等において、令和元年7月1日から敷地内禁煙としています。



喫煙者はさらに大きなリスクがあります！

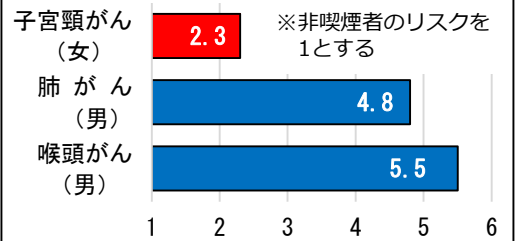
夫の喫煙状況が妻の肺腺がん発症に及ぼす影響



受動喫煙なしの場合と比べて約2倍！

出典：N.Kurahashi,Int.J/Cancer:122,653-657(2008)

喫煙によるがんのリスク（がんの発症及び死亡する危険性）



※非喫煙者のリスクを1とする

出典：K.Katanoda,Int.J/Epidemiol:18,251-64(2008)

## 受動喫煙防止等のたばこ対策をお考えの方へ

### ○宇部市の取り組みについて

宇部市保健センター TEL 0836-31-1777 FAX 0836-35-6533

- ・受動喫煙防止や禁煙支援に取り組む事業所や飲食店の紹介（過去の機関紙参照）
- ・禁煙治療のご紹介、山口県薬剤師会が認定した「禁煙相談薬剤師」が在籍する薬局のご紹介
- ・たばこの健康教育（出前講座）

詳しくは、

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kenkou/seijinkenkou/kenkouzukuri/tabako/jyudoukitsu.html>



### ○たばこ対策（受動喫煙防止対策等）のご相談について

山口県宇部健康福祉センター TEL 0836-31-3202

- ※事業者又は施設管理者などが行う受動喫煙の防止のための取組を支援するため、受動喫煙に関する情報の提供や専門的又は技術的な助言を行います。令和元年10月、「山口県たばこ対策ガイドライン（第3次）」が公表されました。ガイドラインの詳細は山口県のホームページに掲載しております。詳しくは、<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/kenkou/23tabacco.html>



### ○受動喫煙防止対策助成金（財政支援）について

山口労働局 雇用環境・均等室 TEL 083-995-0390

- ※中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙専用室等の設置にかかる工費、設備費経費に対しての助成制度

詳しくは、<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>  
受付は原則申請順とし、申請額が予算額に到達した場合、申請受付を締め切る予定です。

